

男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進に係るフォローアップ

ポイント

- 令和2年度第1四半期で、対象となる男性職員のほぼ全員が取得計画作成。
- 平均43日の育休等を予定。約9割の男性職員が1か月以上育休等取得予定。

1. 調査結果

- 令和2年4月から6月までに子供が生まれた男性職員3,035人のうち、育児に伴う休暇・休業の取得計画が作成されている職員は3,030人、取得計画作成率は99.8%。
- 取得計画が作成されている職員1人当たりの取得計画上の平均取得予定日数は、43日。
- 取得計画が作成されている職員のうち、「1か月以上(合計)」の休暇・休業の取得を計画している職員は2,582人、計画が作成されている職員に占める割合は85.2%。

2. 今後の取組

取得促進方針(※)では、男性職員が安心して育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、事前に取得計画を作成し、管理職員が取得に向けた環境整備等を行うよう定めているところ、一部府省等で新型コロナウイルス感染症の影響や災害対応により業務等の予定が見通せず、現時点では取得予定が立てられないケースも見られますが、全般的には取組が浸透しています。

今後は、各府省等において取得期間中の業務分担の見直しや業務効率化など、実際に休暇・休業を取得しやすい環境整備等を着実に進め、この取組が定着していくよう、引き続き推進してまいります。

(※) 取得促進方針：「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)

○ 公表の趣旨

政府は、取得促進方針に基づき、令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指して取組を進めているところです。今般、取得促進方針に定める標準的な取組等の実施状況のフォローアップとして、取組開始の初年度であることに鑑み、令和2年4月から6月までに子供が生まれた男性職員の休暇・休業の取得計画の作成状況等を調査し、公表するものです。

○ 調査概要

調査対象：令和2年4月から6月までの間に子供が生まれた男性職員^{注1}

調査内容：当該男性職員に係る各府省等における取得計画^{注2}の作成状況等

注1 令和2年4月1日から6月30日までに子供が生まれた、一般職の国家公務員(行政執行法人の職員を除く。)及び防衛省の特別職の男性職員

注2 取得促進方針では、標準的な取組として、管理職員が子の出生が見込まれる男性職員を把握した場合、育児に伴う休暇・休業の合計1か月以上の取得を奨励した上で、取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成し、人事担当課に報告することとしている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

永田、鳥井、小川、大村 電話 03-6257-3749(直通) FAX 03-3502-0603

府省等別国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得を促進するための取組状況

(令和2年8月1日現在)

	対象職員(人) (a) (注1)	計画策定者 (人) (b) (注2)	計画策定率 (%) (b/a)	平均計画日数 (日)	1か月以上取得 予定の職員 (人) (c)	1か月以上取得 予定の職員 (%) (c/b)
内閣官房	6	6	100.0%	30	5	83.3%
内閣法制局	0	-	-	-	-	-
内閣府	12	12	100.0%	65	12	100.0%
宮内庁	5	5	100.0%	70	5	100.0%
公正取引委員会	5	5	100.0%	37	5	100.0%
警察庁	38	38	100.0%	40	38	100.0%
個人情報保護委員会	1	1	100.0%	30	1	100.0%
カジノ管理委員会	0	-	-	-	-	-
金融庁	13	13	100.0%	46	12	92.3%
消費者庁	0	-	-	-	-	-
復興庁	2	2	100.0%	59	2	100.0%
総務省	24	24	100.0%	53	24	100.0%
法務省	343	343	100.0%	42	241	70.3%
外務省	32	32	100.0%	49	18	56.3%
財務省	376	375	99.7%	57	363	96.8%
文部科学省	13	13	100.0%	48	11	84.6%
厚生労働省	117	117	100.0%	57	93	79.5%
農林水産省	61	61	100.0%	50	60	98.4%
経済産業省	28	28	100.0%	42	22	78.6%
国土交通省	285	281	98.6%	40	187	66.5%
環境省	12	12	100.0%	49	12	100.0%
防衛省	1,651	1,651	100.0%	38	1,460	88.4%
人事院	3	3	100.0%	89	3	100.0%
会計検査院	8	8	100.0%	59	8	100.0%
合 計	3,035	3,030	99.8%	43	2,582	85.2%

注1 「対象職員」とは、令和2年4月1日から6月30日までに子供が生まれた一般職の国家公務員（行政
 執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員をいう。

注2 「計画策定者」とは、育児に伴う休暇・休業の取得計画が作成されている職員をいう。

注3 取得予定日数が「1か月未満」の職員が見られる府省等においては、当該職員が豪雨災害や新型コロナ
 ウイルス感染症への対応で業務の見通しが立たず、現時点で予定が立てられない、単身赴任や里帰り出産
 などで新型コロナウイルス感染症対策の観点から移動の予定が立てられないなどの要因があった。